

令和3年3月24日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門
大洗研究所

原子力事業者防災業務計画の修正について（お知らせ）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（理事長 児玉敏雄）は、原子力災害対策特別措置法に基づき、大洗研究所の原子力事業者防災業務計画の修正について、関係自治体との協議を経た上で、本日、同計画を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その写しを関係自治体に提出しましたのでお知らせいたします。また、同法に基づき、本計画の修正の要旨を添付のとおり公表いたします。

大洗研究所においては、今後とも、より一層の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策についても本計画に基づき万全を期す所存です。

別紙

- ・添付資料：原子力事業者防災業務計画修正の要旨（大洗研究所）
- ・参考資料：大洗研究所原子力事業者防災計画の概要

以上

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（大洗研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

放射線測定設備の設置数の変更、緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）の修正等を以下のとおり行いました。

2. 修正した日

令和3年3月24日

3. 協議した自治体

茨城県、大洗町、鉾田市

4. 主な修正の内容

（1）放射線測定設備の設置数の変更

「第2章 原子力災害事前対策の実施」の「第3節」について、HTTRの新規制基準対応を踏まえ、大洗研究所として敷地境界の8方位を網羅する測定、特に人の居住する方向の測定を満足するため、原災法第11条第1項に基づくモニタリングポストの設置数を「6式」から「9式」に変更して（北地区）原子炉設置変更許可申請書（令和2年6月3日に許可）との整合を図るとともに、文章の見直しを行った。

また、「別図—3 大洗研究所敷地周辺の放射線測定設備」及び「別表—4 放射線測定設備」についてもモニタリングポストの設置数を「6式」から「9式」に変更した。

（2）EALの修正

「第3章 緊急事態応急対策等の実施」の「第1節」について、「別表—17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象」、「別表—18 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL」及び「別表—19 原災法第15条第1項に基づく通報基準及びEAL」に関し、以下のとおり修正した。

①大洗研究所独自のEAL番号を追加した。

②「別表—17」において、施設ごとに定めていた「所内通信連絡機能の一部喪失」と施設区分「共通」に定めていた「所外通信連絡機能の一部喪失」を「所内外通信連絡機能の一部喪失」として一つのEAL事象に集約し、施設区分「共通」に示した。

また、「別表—18」についても同様に、施設区分「共通」に「所内外通信連絡機

能の全て喪失」としてEAL事象を見直した。

- ③高速実験炉「常陽」のEAL事象に対する説明欄について、記載の明確化を図るため見直しを行った。
- ④HTTRにおいて、新規規制基準対応を踏まえたEAL事象に見直しを図った。
- ⑤「別表-18」及び「別表-19」のEAL事象「敷地境界付近の放射線量の上昇」の説明欄に、モニタリングポスト（3式）を新たに追加した。

(3) その他の修正

上記に加え、記載の適正化等の所要の見直しを行った。

以上

大洗研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

第2章 原子力災害予防対策の実施

大洗研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正の内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正の内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2) ①②③④⑤

第4章 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上